



第11回 OECC / SUSPCA 合同セミナー

基調講演2 「プラスチック資源循環、循環経済への移行に向けた取組の展望」

環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室長 **水谷 努**

【資源循環や循環経済に関する動向】

我が国においては、循環基本法の下で各種リサイクル法の整備が進められてきましたが、昨年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」は、これまでの個別物品ごとに整備されてきた法体系に対し、素材に着目した初めての法律として画期的な制度だと言えます。

2000年に制定された循環基本法では、循環型社会の定義や3Rの優先順位が位置付けられており、Recycleに関しては取り組みが随分進んできましたが、生産・販売・使用段階におけるReduce、Reuseの取り組みに関しては、優先順位が高いにも関わらず、まだ十分に進んでいないのが現状です。また同法は、政府の取り組み全体を網羅した循環基本計画についても規定しており、直近では2018年に第四次計画が策定されています。とりわけ、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環として、排出段階のRecycleだけではなく、物質フローの全体を捉え、上流も含めた対策の必要性が明示されています。

【循環経済工程表の策定に至る経緯と全体像】

この計画が策定された後、脱炭素分野で非常に大きな進展がありました。2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言、翌年4月に中期目標として「2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する」旨の政府決定がなされ、政府全体でその目標達成に向け、様々な計画・戦略が策定されています。

これらの計画・戦略には、資源循環の取り組みや循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が重要項目として位置付けられています。すなわちカーボンニュートラル実現に向けては、資源循環の徹底が不可欠であり、「地球温暖化対策計画」（2021年、閣議決定）の中においても、この循環経済への移行と「循環経済工程表」の策定に向けた検討が明記されました。

この工程表の全体像としては、まず第四次計画の点検、現状の把握・評価を行い、また、2030年に向けて政府内で循環経済関連ビジネスを、現在の50兆円から80兆円以上にする目標が政府の成長戦略にも位置付けられています。こうした目標の達成に向け、素材、製品、その他の分野ごとの施策の方向性を示しています。また2050年の大きな節目に向けた方向性として、2050年カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミー¹の同

時達成を目指すことを明示しています（図1）。

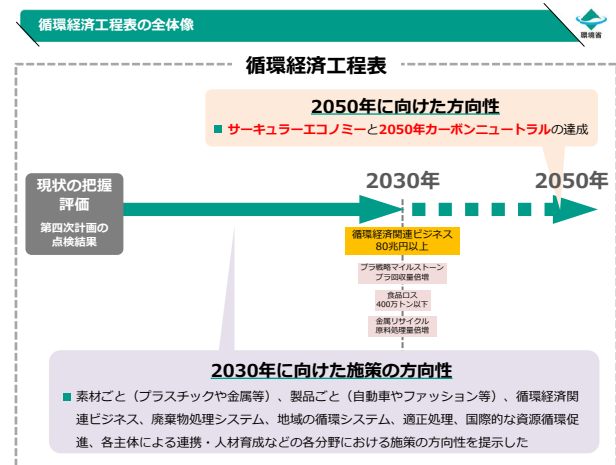


図1 (出典：環境省資料)

こうした取り組みを進めることにより、ライフサイクル全体における温室効果ガスの削減はもちろん、生物多様性・大気・水の保全といった環境負荷の低減にも貢献していくことができます。この循環経済関連ビジネスが我が国の成長のエンジンになり、昨今大きなテーマとなっている「グリーントランスフォーメーション」(GX)への投資にもつながります。また、循環経済移行に向けた取り組みは、経済安全保障の抜本的強化や物資の安定供給にも資するものです。

【カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミー】

カーボンニュートラルと循環経済の同時達成が必要とされる中、廃棄物分野からの(直接的)温室効果ガス排出量は我が国全体の排出量の約3%と推計される一方、資源循環の観点から貢献できる部分は、我が国の排出量の最大36%に上るとの推計もあります。

例えば鉄鋼部門は、CO₂の多量排出産業ですが、鉄スクラップを使って電炉で製鉄することによりCO₂排出を大幅に減少させることが可能となります。またセメント、製紙などの分野においても、リサイクルの活用によって排出量の削減が期待できます。このように資源循環の取り組みがカーボンニュートラルに貢献する余地は非常に

¹ サーキュラーエコノミーは、国際的にも未だ定まった定義はないが、資源の循環的な利用を通じて、資源、製品の価値の最大化を図って資源投入量や消費量を抑制し、廃棄物の発生を最小化につながる経済、またはそれと関連する経済活動と解されている。

大きいと考えられます。

また、廃棄物分野においては、マテリアル・ケミカルリサイクル、化石由来のプラスチックからバイオマスへの転換やエネルギー回収をより高効率に行い、どうしても排出されてしまうCO₂についてはCCUSで回収した上で有効活用し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していくという、2021年8月に「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」（中長期シナリオ案）で示した方針を、循環経済工程表でも改めて明示しています。

【循環経済工程表の概要】

そして循環経済工程表では、素材ごとの対応の方向性として、プラスチックについては「プラスチック資源循環促進法」に基づく3R+Renewable、バイオマスについては持続可能な航空燃料（SAF）の製造への貢献、金属については日本のみならずアジアの国々も含めての再資源化といった取り組みを掲げています。

加えて、製品ごとの対応の方向性としては、温暖化対策によって新たに普及した製品や素材（例えば太陽光パネルやリチウムイオン電池）に関して、まだリサイクル、有効活用の取り組みが十分とは言えず、こうした分野についての施策の方向性も「工程表」の中で明示しています。

廃棄物処理システムについては、2050年カーボンニュートラル実現に向けてこの分野における実行計画の策定が必要です。さらに、国際的な循環経済促進として体制の構築が必要であるとされています。

これら工程表で示された内容については、今後第五次循環基本計画で具体化を図っていくことになります。

【プラスチック資源循環促進法】

循環経済工程表において、資源循環の分野でも特にカーボンニュートラル実現の観点から優先度の高いプラスチック対策について、日本の場合、有効利用率86%という高いレベルにあります。その内訳をみるとリサイクルが25%、それ以外の多くが熱回収されている状況にあります。国際的にはこの熱回収がもはやリサイクルではないという認識もあり、この熱回収をいかに減らし、マテリアル、ケミカルリサイクルに移行していくかが今後の大きな課題です。

こうした様々な背景、課題を踏まえ、「プラスチック資源循環促進法」が制定され、設計・製造、販売・提供、そして排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクル全体を網にかけるというところがこの法律の大きな特色です。

まず設計・製造段階ですが、環境配慮製品を国が認定するという仕組みがあります。全てのプラスチック製品を対象として設計指針を示し、その構造や材料について様々な取り組みを示しています。これに基づき、特に優

れた製品を国が認定して率先して調達する仕組みが設けられています。

次に販売・提供段階については、使い捨てプラスチックの使用合理化として、特に使用量の多いプラスチック製品について、12品目を政令で指定し、一定量以上使う事業者に対しては取り組みが著しく不十分な場合、最終的に勧告・公表・命令・罰則の対象になる仕組みが設けられています。

3つ目の排出・回収・リサイクルの段階については、元々この法律のできる前から、プラマークの付いたプラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく回収・リサイクルの仕組みがありました。が、市区町村がそれ以外のプラスチック使用製品についても分別収集とリサイクルを求める仕組みが設けられています。

これら制度的な対応以外に、例えば財政的な手当てとして、バイオプラスチックへの置き換えなどに向け、例えば開発実証をサポートする予算として約50億円計上しています。また、新しい制度の下で、市区町村が分別収集した製品プラスチックごみや、排出事業者から排出されたプラスチックごみの受け皿が必要になります。そうしたリサイクル設備の導入に向けた補助金を令和4年度の補正と合わせて、約80億円計上しています。また市区町村でも、先述した製品プラスチックごみの回収・リサイクルが今後必要になることから、その支援のため、モデル事業の実施や特別交付税措置などの財政的施策も講じています。

【世論調査から】

内閣府は昨年秋、「プラスチック資源循環促進法」や2020年7月から実施されたレジ袋有料化に対する国民意識の変化に関して、世論調査を実施しました。これによるとこれらの施策により約8割の人が具体的な行動をとるようになり、レジ袋が有料の場合には約85%の人がレジ袋を辞退しているとの結果になっています（図2）。

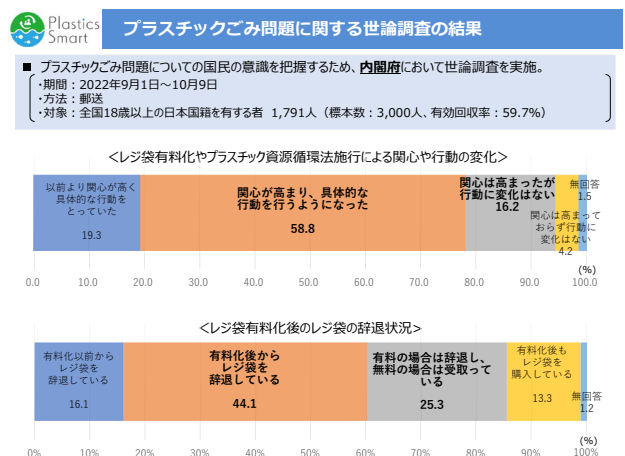


図2 (出典：環境省資料)